

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

■ 繰り上げ受給の注意点
 繰り上げ受給をするといつつかのデメリットがあります。十分理解したうえで繰り上げ受給をするかどうか決める必要があります。

① 繰上げの請求をした場合は、裁定の取り消しや変更はできません。

■ 老齢基礎年金繰り下げ受給
 国民年金の老齢基礎年金は、本人が希望すれば66歳から70歳までの希望するときから年金を受け取ることもできます。この場合、受け取る年金額が65歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、65歳になつた月から繰り下げの申し出を行つた月の前月までの月数に応じて1か月増すごとに0・7%ずつ高くなります。

② 請求時の年齢に応じて年金額が減額され、一生減額された年金を受け取ることになります。

③ 繰り上げ受給後は、65歳になるまでに障がいの状態になつても、原則として障害基礎年金が受給できません。

④ 繰り上げ受給後に遺族年金等が発生した場合は、65歳になるまでの間、老齢基礎年金と遺族年金のどちらか一方を選択することになります。65歳からは両方支給されますが、老齢基礎年金は減額支給のままでです。

⑤ 寡婦年金を受ける権利がなくなります。
 ⑥ 国民年金の任意加入ができません。

■ 老齢基礎年金繰り上げ受給額(累計額)

(20歳から60歳まで40年間保険料を納めて、65歳からの年金額を満額786,500円受け取るものとして計算しています。) 単位:円

月までの月数 減額率=0・5%×繰り上げ請求月から65歳になる月の前	受給開始年齢 累計額	60歳 (70%)	61歳 (76%)	62歳 (82%)	63歳 (88%)	64歳 (94%)	65歳 (100%)
		550,550	597,740	644,930	692,120	739,310	786,500
60歳時	1,101,100	1,195,480	1,289,860	1,384,240	1,478,620	1,572,000	1,665,380
61歳時	1,651,650	1,793,220	1,934,790	2,076,360	2,218,930	2,361,500	2,504,070
62歳時	2,202,200	2,390,960	2,579,720	2,763,490	2,957,260	3,151,030	3,344,770
63歳時	2,752,750	3,033,300	3,298,700	3,562,370	3,826,040	4,089,710	4,352,380
64歳時	3,303,300	3,606,050	3,977,400	4,340,370	4,703,240	5,065,910	5,428,580
65歳時	4,056,050	4,438,800	4,866,100	5,329,020	5,791,790	6,254,560	6,717,330
66歳時	5,012,750	5,503,300	5,977,400	6,450,570	6,923,840	7,393,100	7,863,500
67歳時	6,069,450	6,648,800	7,283,220	7,918,090	8,553,360	9,188,670	9,813,940
68歳時	7,126,150	7,803,300	8,438,100	9,172,370	9,907,690	10,542,970	11,177,240
69歳時	8,182,850	8,506,050	9,141,900	10,005,240	10,868,570	11,731,840	12,595,100
70歳時	9,239,550	9,503,300	10,283,220	11,229,090	12,263,360	13,306,670	14,249,940
71歳時	10,296,250	10,606,050	11,438,100	12,481,370	13,523,690	14,566,970	15,509,240
72歳時	11,352,950	11,703,300	12,283,220	13,329,090	14,363,360	15,406,670	16,349,940
73歳時	12,409,650	12,806,050	13,438,100	14,481,370	15,523,690	16,566,970	17,509,240
74歳時	13,466,350	13,903,300	14,283,220	15,481,370	16,523,690	17,566,970	18,509,240
75歳時	14,523,050	15,006,050	15,438,100	16,581,370	17,623,690	18,666,970	19,609,240
76歳時	15,580,750	16,103,300	16,283,220	17,381,370	18,423,690	19,466,970	20,409,240
77歳時	16,637,450	17,206,050	17,438,100	18,581,370	19,623,690	20,666,970	21,609,240
78歳時	17,694,150	18,303,300	18,283,220	19,481,370	20,523,690	21,566,970	22,509,240
79歳時	18,750,850	19,406,050	19,438,100	20,581,370	21,623,690	22,666,970	23,609,240
80歳時	19,807,550	20,503,300	20,283,220	21,481,370	22,523,690	23,666,970	24,609,240

○昭和16年4月2日以降に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～66歳11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～67歳11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～68歳11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～69歳11か月	133.6%～141.3%
70歳0か月～	142%

つまり、繰り下げの請求を行つて増額率は異なります。ただし、昭和16年1日以前に生まれた方は、66歳で受け取り始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

つまり、繰り下げの請求を行つて増額率は異なります。ただし、昭和16年1日以前に生まれた方は、66歳で受け取り始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。